

体育関係主要通知・通達

体育的活動時における事故防止について (通知)

〔教保体第9号〕
令和3年4月1日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長様
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長

体育的活動時における事故防止については、日頃から格別の御配意をいただいているところであります。年度始めに当たり、活動計画や安全対策等を見直すとともに、下記の事項に留意の上、施設・設備等を点検し、体育授業・運動部活動等における事故防止に万全を期すよう御配慮願います。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校に周知くださるよう重ねてお願いいたします。

記

1 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

使用する施設・設備等の安全点検を実施し、破損やボルトの緩み等の危険がないか必ず確認すること。特に、防球ネットやサッカーゴール等については、強風等で転倒しないようにしっかりと固定されているか確認すること。

2 気象条件に留意した計画と指導

近年、夏季に限らず、高温多湿の環境下での体育活動時に「熱中症」が発生していることから、令和2年8月17日付け教保体第621号「体育的活動時の熱中症事故の防止について(通知)」を確認の上、運動会等の体育的行事も含め、実施の期日や活動時間帯、内容などの計画を立てる際には、最高気温が摂氏(以下同様)35℃以上の予報が出された場合の対応(活動の中止、延期、見直し)も検討し、児童生徒の安全確保を最優先とすること。

また、指導に当たっては、気温が35℃以上となった場合には、原則として活動を中止とすること。気温が35℃未満の場合でも、湿度や日差しの気象条件に注意を払い、休憩や水分補給を適切に行うなど予防策を講じるとともに、早期の発見、適切な処置に努めること。特に、活動場所に温度計や湿球黒球温度計(WBGT)を設置するなど、活動中の気温や湿度等の変化を確実に把握し、熱中症予防に努めること。

3 危険発生の予測と安全確保の徹底

平成28年10月3日付け教保体第1297号「積極的な気象情報の入手と活用について(通知)」を活用し、体育的活動の前だけでなく、活動中の気象の変化に対応できるようにしておくこと。

活動に際しては、強風、落雷や竜巻等の気象条件に十分留意して、運動の内容や方法を決める。屋外での活動中、遠くに雷鳴が聞こえるなど、落雷や強風・竜巻等の予兆や情報があり、少しでも危険性のある場合は、躊躇なく活動を中止(計画の変更や中断・中止の規準、及びそれを判断する責任者を決めておくこと)し、明らかに危険性がなくなるまで、安全な場所に避難するなど、児童生徒の安全確保を最優先事項として判断し、対応すること。

4 児童生徒の健康状態の把握と、活動前・活動中・活動後の健康観察の徹底

日常の健康観察とともに、活動前・活動中・活動後の児童生徒の健康観察を徹底し、常に健康状態を把握すること。また、児童生徒が自己の健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導を行うこと。

5 健康相談や健康診断結果の活用

マラソン大会や強歩大会等の学校行事を実施する場合は、平成31年2月21日付け教保体第1675号「持久走・強歩大会等の事故防止について(通知)」を確認の上、健康診断結果の確認や必要に応じて学校医の健康相談を実施するなど、きめ細かな健康管理に努めること。

6 緊急対応マニュアルの作成と検証

各学校の危機管理マニュアルに基づく、事故発生時の適切な初期対応及び役割分担や手順等の共通理解を図るために、「事故発生時の緊急対応マニュアル」の作成、検証を行うこと。また、教職員・児童生徒を対象に、実践的な救急法講習会等を実施し、緊急時に迅速かつ適切な対応が図れるよう努めること。

7 水泳指導時における事故防止の徹底

令和2年5月26日付け教保体第264号「水泳等の事故防止について(通知)」等を確認の上、プールの安全点検を徹底し、水泳等の事故防止と事故発生時の適切な対応に万全を期すこと。体育・保健体育の授業におけるスタート時の水泳指導については、学習指導要領に即して安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

また、部活動においても、個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、安全に配慮した慎重な指導を行うこと。

なお、水泳指導については、必ず複数の教員で行い、監視や指導の役割をはっきりさせること。

8 運動会・体育祭等における事故防止の徹底

令和2年5月8日付け教保体第185号「運動会・体育祭等の健康安全、体育的行事における事故防止について(通知)」を確認の上、安全確保を最優先した指導計画の作成及び十分な練習時間を確保すること。また、騎馬戦、棒倒し、ムカデ競走等の種目については、児童生徒の発達の段階及び実態に即した内容の選定を行うこと。

特に、組体操の実施に当たっては、令和元年7月12日付け教保体第720号「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止(通知)」を確認の上、「俵積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界と考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等について掲載している「体育的行事における事故防止事例集」(平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)を参考にすること。

また、危険性が低いとみられる種目であっても、児童生徒の安全確保に最大限配慮すること。

9 学校周辺道路等を利用する際の安全確保の徹底

学校周辺道路等を利用してランニング等を行う際には、交通安全はもとより、通行中の方々の安全にも十分留意すること。学校に隣接する道路等において、器具・用具を持ち出しての「打つ」「投げる」「蹴る」等の練習を禁止とすること。

10 事故発生時の適切な対応とAEDの使用

- 各学校の「事故発生時の緊急対応マニュアル」に基づき、総力をあげて迅速で適切な対応を行うこと。
- 救急体制を構築するに当たり、AEDの手配等を指揮する指揮監督者及び代理順位を含めて決めた上で、その連絡先については周知徹底すること。
- AEDの設置場所を表示し、外部の方にも分かるようすること。併せて校外活動においては、活動場所の広さや範囲に応じて、AEDを複数配置すること。
- AEDの操作方法について、年度ごとに定期的な実技講習等を行い、全教職員が使用できるようにするとともに、生徒を含めた研修会も実施すること。
- 定期的にAEDのバッテリー、消耗品(パッド等)の点検を行い、いつでも使用可能にしておくこと。
- 心肺停止が疑われる状況では、躊躇することなくAEDを使用すること。また、心肺機能の回復が確認されるまで、AEDの音声指示に従い使用すること。
- 特に首から上の負傷については、外傷がなくても、救急搬送を基本として迅速に対応すること。
- 事故発生時には、時系列に沿って、状況や対応を正確に把握し記録を残すこと。

11 日々における指導者の資質向上と、通知・通達の確認

県教育委員会等で実施する研修会や校内研修への参加を積極的に働き掛け、外部指導者を含めた運動部活動指導者としての資質向上に努めること。特に、危険が伴うような運動種目の部活動については、県立学校関係通知・通達集(平成30年度版)等を参照の上、事故防止について指導の徹底を図ること。

また、生徒への人権を軽視した発言や体罰を

含む不適切な指導は絶対に行わないこと。

12 「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」の徹底

別紙「体育授業・運動部活動における事故防止の5則について」を全ての職員の目に触れるところに掲示する等、一層の安全指導の徹底を図ること。

【参考】

- 県教育局保健体育課ホームページ「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」
https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/documents/300713_guideline.pdf
- 「体育的行事における事故防止事例集」(平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター)
https://www.jpnspor.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx

【AED(自動体外式除細動器)貸出】

- 県教育局保健体育課: 県立学校対象(健康教育・学校安全担当: 048-830-6964)

体育授業・運動部活動における事故防止の5則について

埼玉県教育委員会

1 児童生徒の実態に即した指導計画の作成

- 学校の教育目標や部活動の運営方針に即した年間指導計画や日々の活動計画を作成すること。その際、児童生徒の体力や技能、気象条件等の実態に即した計画を作成すること。また、運動部活動においては、生徒や保護者に練習日と休養日を明示すること。

2 施設・設備・用具などの日々の安全点検の励行

- 定期点検や活動前の事前点検を励行し、異常がある場合は速やかに適切な処置を施すこと。また、用具の保管場所を決め、整理・整頓に努めること。

3 活動開始前の健康観察の実施

- 活動開始前に、児童生徒の健康状態を必ず把握すること。また、児童生徒自身が自己的健康状態や体力を知り、それに応じて運動を実践することができるよう指導をすること。

4 活動中や活動後の声掛けと安全確認

- 活動中や活動後は、児童生徒に常に声を掛け、技能、態度及び健康状態を把握すること。また、同一場所で複数が活動している場合には、常に周囲の状況を確認し、安全確保に努めること。

5 事故発生時の迅速かつ適切な対応

- 万一の事故発生時には、一人で対応することができないよう、日頃から全教職員が迅速かつ適切な対応ができるよう役割分担や手順を明確にしておくこと。
- 特に、頭部への負傷については、外傷がなくても、救急搬送を視野に迅速に対応すること。
- AEDの使用など、初期対応に万全を期すこと。

**学校における体育活動中(含む運動部活動)
の事故防止等について(通知)**

(教保体第720号)
令和元年7月12日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の学校における体育活動中の事故防止につきまして御尽力いただき心から感謝いたします。

さて、標記の件につきまして、別添(写)のとおりスポーツ庁政策課学校体育室から事務連絡がありました。

つきましては、事故防止等に関する文部科学省、スポーツ庁からの事務連絡を参考に、学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、見直しを行なうなどの措置を講ずるとともに、適切な対応がなされますよう御指導をお願いいたします。

なお、市町村教育委員会におかれましては、貴管下各学校への周知について御配意くださるようお願いいたします。

**② 学校における体育活動中(含む運動部活動)
の事故防止等について**

(事務連絡)
令和元年7月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各國公立大学法人担当課
各國公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」(平成27年6月8日付け事務連絡)等を踏まえた、事故防止や事故の際の適切な措置の実施等、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生しております。

もとより、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、殴る・蹴る等といった行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的

・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

各教育委員会等の学校の設置者においては、上記の事務連絡に添付している参考資料等も活用しながら、児童生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの防止に関する取組を再度確認し、その充実を図るとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

特に、今後、運動会、体育祭等が予定される時期である中、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡及び「体育的行事における事故防止事例集」(平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター) https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx も参考にしながら、児童生徒の健康を第一にした体育的行事の実施をお願いします。

同事例集においては、「直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべき」であること、「補助者の手の届く高さで実施するべき」であること、「俵積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等を掲げております。

さらには、「実施にあたってのフローチャート」を作成し、専門的な知見の有る指導者や練習時間等を考慮の上、組体操の実施の適否を検討すること、検討の上、実施する判断に至った場合においても、高い危険な技は避けること等を示しております。これらも参考に各学校において検討し、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いします。

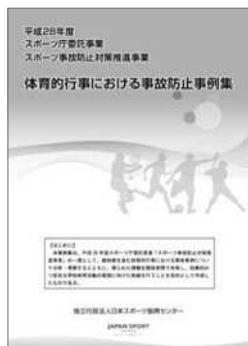
また、近年、気候変動等により暑熱環境が悪化している中、体育活動中における熱中症事故の防止についても、より一層留意した取組が必要になっております。独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」(平成31年3月)、「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成31年3月) https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.asp 等を参考にしながら、適切な取組が行われるようにしてください。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれましては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれましては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては、

所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

【組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料】

- ・「体育的行事における事故防止事例集」(平成28年度スポーツ庁委託事業) 平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター ※全小学校・中学校等に配布 (平成29年)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx



【熱中症の事故防止に関する参考資料】

- ・「熱中症を予防しよう—知って防ごう熱中症—」(平成30年度スポーツ庁委託事業) 平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター ※各教育委員会等に配布 (平成31年)



パンフレット

DVD

- ・「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成30年度スポーツ庁委託事業) 平成31年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター ※全小学校・中学校等に配布 (平成31年)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx



【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】

- ・「スポーツ事故防止ハンドブック」(平成26年度文部科学省委託事業) 平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター ※全学校等に配布 (平成27年～28年)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1746/Default.aspx



【重大事故の情報提供】

- ・「学校安全ナビ」独立行政法人日本スポーツ振興センター年3回（3月・6月・9月）と9月には特別号も発行 ※全学校等に配布
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>



【運動部活動指導の参考資料】

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月スポーツ庁 ※全中学校・高等学校に配布 (平成30年)
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/

- 013_index/toushin/1402678.htm
 ・「競技別運動部活動用指導手引」スポーツ庁ホームページに掲載 ※随時更新予定
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm

別紙1

令和元年度（7月まで）に発生した学校体育活動中の死亡事故

発生月	校種	活動内容	事故の状況
4	中学校	部活動 (ソフトテニス)	チームメイトとランニングをしていたが、遅れ始め、途中でうずくまつた。はじめは呼びかけに応えていたが、けいれんとともに意識が遠のいた。 救急車到着までの間、AEDを装着するとともに胸骨圧迫を継続して行った。その後病院に救急搬送されたが、3時間後、死亡が確認された。

⑤ 学校における体育活動中の事故防止等について

〔事務連絡〕
平成27年6月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
 各都道府県私立学校主管課
 附属学校を置く各国立大学法人担当課
 各国公私立高等専門学校担当課
 御中
 独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局
 参事官（体育・青少年スポーツ担当）付

標記については、学校における体育活動中の事故防止に係る平成23年8月12日付け事務連絡等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について、適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、依然として、学校における体育活動中の事故が続いている状況にあります。

もとより、体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等の体育活動にかかる事故防止に万全を期することが必要であります。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において柔道をはじめとした学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、別添の事故防止に関する参考資

料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な対応がなされるよう効果的な御指導をお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれでは関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、この趣旨の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

別添

学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

事故防止に関する参考資料

- ・学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成24年7月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm
- ・学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成26年3月〕
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- ・柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成24年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm
- ・運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成25年5月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- ・プールの安全標準指針（平成19年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm
- ・学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成22年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・学校施設における事故防止の留意点について〔平成21年3月〕
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- ・「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（独）日本スポーツ振興センター
<http://www.jpnsporrt.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- ・「学校災害事故防止に関する調査研究」（独）日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsporrt.go.jp/anzen/anzen_school/boushi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx
- ・「学校の管理下における事故の統計情報や事例」（独）日本スポーツ振興センター
[http://www.jpnsporrt.go.jp/anzen/](http://www.jpnsporrt.go.jp/anzen/anzen_)

[school/tabid/1624/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/1624/Default.aspx)
・「教材カード」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

事故防止に関する通知

【学校体育全般】

- ・学校の体育活動中の事故防止について〔平成23年8月12日〕
- ・学校における体育活動中の事故防止等について〔平成20年4月23日〕

【武道関連】

- ・武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成27年5月8日〕
- ・新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成24年3月9日〕

- ・学校等の柔道における安全指導について〔平成22年7月14日〕

【熱中症・落雷関連】

- ・熱中症事故等の防止について〔毎年5月頃〕
- ・落雷事故の防止について〔平成26年8月6日〕
- ・熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成25年9月1日〕

【水泳プール関連】

- ・水泳等の事故防止について〔毎年5月頃〕
- ・学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成26年7月7日〕
- ・水泳プールの安全管理について〔平成25年8月9日〕
- ・プール監視業務を外部委託する場合の留意点について〔平成24年7月25日〕

【運動部活動関連】

- ・運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成25年6月3日〕

【脳損傷関連】

- ・スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について〔平成25年12月20日〕
- ・学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成24年9月5日〕

【設備・施設関連】

- ・学校に設置している遊具の安全確保について〔平成26年8月19日〕
- ・サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成25年9月4日〕
- ・体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成25年8月26日〕
- ・自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について〔平成21年5月29日〕

【その他体育活動関連】

- ・連休登山の事故防止について〔毎年3月頃〕
- ・冬山登山の事故防止について〔毎年11月頃〕
- ・女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成26年4月23日〕
- ・いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方

針等について〔平成24年9月5日〕

別紙3

② 組体操等による事故の防止について

事務連絡
平成28年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
殿

スポーツ庁 政策課 学校体育室

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るために、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれでは、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところでありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであります。実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであります。下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に

対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。
3. 各学校においては、タワー・ピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワー・ピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

別添1

組体操による事故の状況

(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータより)

1. 組体操による事故

- 医療費等の支給件数：平成23～26年度の間、年間8,000件を上回る
(運動中の事故に占める割合：1.5% (平成26年度))
- 事故事例が確認できた支給実績 (昭和44年度以降の総支給件数)
 - ・死亡見舞金：9件 (組体操時の突然死2件を含む。)
 - ・障害見舞金：92件
- 学校種別では、小学校が占める割合が高い (平成26年度)
 - ・小学校が約6,300件で、組体操全体の73%を占める
 - ・医療費の支給件数を運動種目別に見ると、小学校では、組体操は4番目に多い
(組体操は、跳箱運動、バスケットボール、サッカー・フットサルに次いで多い)

○組体操により負傷の部位別に見ると、足・足指部、頭部、手関節、腰部、頸部が多い (平成26年度)

2. 組体操の技別の状況 (※平成26年度のデータから、組体操の技別が明らかになったものについて集計)

○医療費の支給件数

タワー (1,241件)、倒立 (1,167件)、ピラミッド (1,133件)、肩車 (640件)、サボテン (487件)

○死亡見舞金支給事例 (昭和44年度以降)

・確認できた事例9件のうち、一練習時の突然死 (2件) 以外の7件中、3件がタワー

-約1mの高さからの転落により死亡した事例が2件 (タワー、肩車)

○障害見舞金支給事例 (昭和44年度以降)

・確認できた事例92件のうち、タワー29件、ピラミッド14件、肩車11件、倒立6件、サボテン5件等

○負傷部位：

・「頭部+頸部」の割合
肩車(27.8%)、タワー(25.6%)、倒立(13.2%)、ピラミッド(10.9%)、サボテン(8.6%)
(学校における運動中の事故の平均：5.5%)

○タワー・ピラミッドで負傷した児童生徒がいた段 (上中下段何れの段でも事故が発生)

・タワー：最下段16%，中段46%，最上段38%
・ピラミッド：最下段44%，中段35%，最上段21%

(注)「最下段」及び「最上段」以外の段は「中段」として集計。

別添2

学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

事故防止に関する参考資料

・学校における体育活動中の事故防止について (報告書) [平成24年7月]

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm

・学校における体育活動中の事故防止のための映像資料 [平成26年3月]

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>

・柔道の授業の安全な実施に向けて [平成24年3月]

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm

・運動部活動の在り方に関する調査研究報告書 (運動部活動での指導のガイドライン) [平成25年5月]

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm

・プールの安全標準指針 (平成19年3月)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm

- ・学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成22年3月〕
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・学校施設における事故防止の留意点について〔平成21年3月〕
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- ・「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(独)日本スポーツ振興センター
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tapid/1746/Default.aspx>
- ・「学校災害事故防止に関する調査研究」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tapid/337/Default.aspx
- ・「学校の管理下における事故の統計情報や事例」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/tapid/1624/Default.aspx
- ・「教材カード」(独)日本スポーツ振興センター
http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tapid/519/Default.aspx
- ・事故防止に関する通知
- 【学校体育全般】**
- ・学校の体育活動中の事故防止について〔平成23年8月12日〕
- ・学校における体育活動中の事故防止等について〔平成20年4月23日〕
- ・学校における体育活動中の事故防止等について〔平成27年6月8日〕
- 【武道関連】**
- ・武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成27年5月8日〕
- ・新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成24年3月9日〕
- ・学校等の柔道における安全指導について〔平成22年7月14日〕
- 【熱中症・落雷関連】**
- ・熱中症事故等の防止について〔毎年5月頃〕
- ・落雷事故の防止について〔平成26年8月6日〕
- ・熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成25年9月1日〕
- 【水泳プール関連】**
- ・水泳等の事故防止について〔毎年5月頃〕
- ・学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成26年7月7日〕
- ・水泳プールの安全管理について〔平成25年8月9日〕
- ・プール監視業務を外部委託する場合の留意点について〔平成24年7月25日〕
- 【運動部活動関連】**
- ・運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成25年6月3日〕
- 【脳損傷関連】**
- ・スポーツによる脳損傷を予防するための提言

に関する情報提供について〔平成25年12月20日〕

- ・学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成24年9月5日〕

【設備・施設関連】

- ・学校に設置している遊具の安全確保について〔平成26年8月19日〕
- ・サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成25年9月4日〕
- ・体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成25年8月26日〕
- ・自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成21年5月29日〕

【その他体育活動関連】

- ・連休登山の事故防止について〔毎年3月頃〕
- ・冬山登山の事故防止について〔毎年11月頃〕
- ・女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成26年4月23日〕
- ・いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について〔平成24年9月5日〕
- ・体育活動中における紫外線対策について〔平成27年8月28日〕

学校体育実技指導資料等について

文部科学省では、学校における体育活動の円滑かつ安全な実施に資するよう、下記の手引、映像資料等を作成。





別紙4 「体育的行事における事事故例防止事例集」抜粋

〔トピックス1〕組体操における事故防止の留意点 より

II 事事故例を踏まえた事故防止の留意点

(2) 運動会・体育祭で実施する組体操は高さを求める

普段から組体操のトレーニングを積んだ集団であれば話は別だが、運動会・体育祭で行う組体操のように、直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべきである。安全を重視した組立体操は補助者の手の届く高さで実施するべきであり(図2, 3), 特に小学校において3段以上のタワーを実施することは避けた方がよい。では高さを求めず横に広げる方法にシフトチェンジしてみてはどうだろうか。図4, 5のように意外と迫力のある組立技となり、また人数が多くなればなるほど全体でタイミングを合わせることが難しく、完成させることが難しくなる。高さを追求しなくとも、十分に達成感を感じることができるはずである。



図4 横に広げる組立技の例①



図5 横に広げる組立技の例②

V 主な種目についての指導方法

(1) タワーについて

上段まで手が届かず確実な補助の出来ない3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、

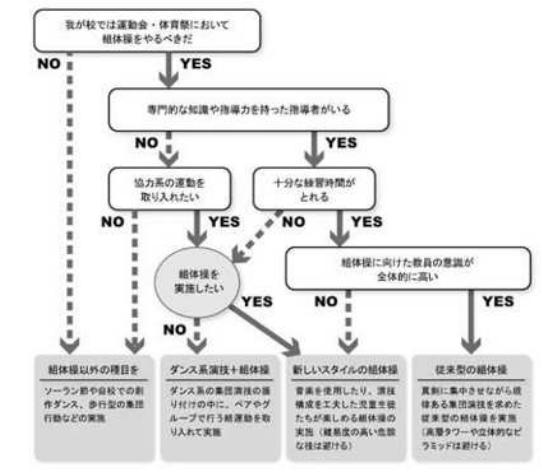
安全面から考えると避けるべきである。中学生以上において、十分な練習時間が確保出来ることや、上段・中段・下段と体格の揃ったメンバーがいるなど条件が整えばチャレンジすることは出来るが、組立時の姿勢や腕の組み方などしっかりととした指導方法を取らなければ危険である。

(3) ピラミッドについて

近年、立体的な巨大なピラミッドが運動会・体育祭で実施されるようになつたが、これは安全面から考えると避けるべきである。組み立てるのに時間がかかり、下段の土台を担当している者に長い間相当な負担がかかる。高層ピラミッドになると、上段の者らが転落した時に補助に入れないこと。万一崩れた際に中央部にいる者たちには補助の手が届かない。崩れた際に中央部の者たちには逃げ場がなく下敷きになること。などが理由である。

俵積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える。練習としては、まずは2段から始め、確実な3段ピラミッドを作ることが必須となる。

III 実施にあたってのフローチャート



運動会・体育祭等の健康安全、体育的行事における事故防止について（通知）

教保体第210号
令和3年4月27日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所長

埼玉県教育委員会教育長

日頃、児童生徒の事故防止について、十分な準備と的確な対応に厚く御礼申し上げます。さて、各学校においては、運動会・体育祭等の体育的行事を計画されていることと存じます。